

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和8年9月定例府議会に提出予定の次の議案については、異議がないものと決定する。

令和8年9月16日

大阪府教育委員会

○事件議決案

- 1 工事請負契約締結の件（大阪府立支援学校施設整備事業）

○条例案

- 1 非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例一部改正の件
- 3 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	工事請負契約締結の件 (大阪府立支援学校施設整備事業)	(1) 大阪府立豊中市南部地域支援学校(仮称)改修その他工事請負契約 契約金額 18億4,800万円 請負者 大容建設・Machida 共同企業体 (2) 大阪府立豊中市南部地域支援学校(仮称)改修その他電気設備工事(その2)請負契約 契約金額 8億6,900万円 請負者 三和電気土木工事株式会社 (3) 大阪府立豊中市南部地域支援学校(仮称)改修その他機械設備工事請負契約 契約金額 9億1,630万円 請負者 日比谷総合設備株式会社

○条例案

番号	件名	概要
1	非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件	葬祭補償の額について、通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額とする等の改正を行う。 施行日：公布の日
2	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例一部改正の件	国家公務員について、職員が被害者参加人として裁判所等に出頭する場合に特別休暇を与えることができることとされたことを踏まえ、条例において同趣旨の改正を行う。施行日：公布の日
3	大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(省令)等の改正により、児童福祉施設の設置者等が児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の児童対象性暴力等の防止等のための措置を講じなければならないこととされたことに伴い、条例において同趣旨の改正を行う。 施行日：令和8年12月25日 〔関係条例〕 ・大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例

大阪府条例第 号

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の災害補償に関する条例（昭和四十二年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（葬祭補償） 第十三条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。 附 則 第八条 （略）	（葬祭補償） 第十三条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して三十一万五千円に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額を支給する。 附 則 第八条 （略） （葬祭補償の額に関する暫定措置） 第九条 第十三条の規定による金額が補償基礎額の六十倍に相当する金額に満たないときは、同条の規定による金額は、当分の間、同条の規定にかかわらず、補償基礎額の六十倍に相当する金額とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の非常勤職員の災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第十三条の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（適用区分）

2 新条例第十三条の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（内 払）

3 令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、改正前の非常勤職員の災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第十三条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第九条の規定による金額により支給されたもの（その額が新条例第十三条の規定による金額未満であるものに限る。）の支払は、新条例第十三条の規定により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

大阪府条例第 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特別休暇） 第十五条（略） 一 裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署に出頭する場合 必要と認める日又は時間 二―六 （略）	（特別休暇） 第十五条 （略） 一 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署に出頭する場合 必要と認める日又は時間 二―六 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例

(大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十三条の二 (略) (児童対象性暴力等の防止等のための措置) 第十三条の三 児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。	第十三条の二 (略)

(大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(児童対象性暴力等の防止等のための措置) 第四十七条 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。)を防止し、及び児童対象	第四十七条 削除

性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（準用）
第五十五条の九 第五条、第八条及び第四節（第十二条、第二十四条第一項及び第四項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十二条、第三十四条、第四十七条並びに第五十二条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（準用）
第七十二条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第五十一条まで、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。第三十八条第七号及び第五十一条第二項」とあるのは「いう。第七十二条において準用する第三十八条第七号」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十一条第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

（準用）
第七十二条の二 第八条、第九条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条の四まで、第六十六条及び第七十一条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

（準用）
第五十五条の九 第五条、第八条及び第四節（第十二条、第二十四条第一項及び第四項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十二条、第三十四条並びに第五十二条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（準用）
第七十二条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十一条第一項及び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。第三十八条第七号及び第五十二条第二項」とあるのは「いう。第七十二条において準用する第三十八条第七号」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十一条第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

（準用）
第七十二条の二 第八条、第九条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条の四まで、第六十六条及び第七十一条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

（準用）
第七十二条の十四 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条（第六項及び第七項を除く。）、第二十七条の二、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第三十九条の二、第四十一条の二、第四十一条の三第一項、第四十二条から第五十一条まで、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条の十三」と、第十七条中「いう。第三十八条第七号及び第五十二条第二項にお

（準用）
第七十二条の十四 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条（第六項及び第七項を除く。）、第二十七条の二、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第三十九条の二、第四十一条の二、第四十一条の三第一項、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条の十三」と、第十七条中「いう。第三十八条第七

いて同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十二条の十二」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十二条の十二第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十八条第四項中「第二十七条第四項の領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十七条第四項の領域との関連性を踏まえた」と、第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十七条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条(第四項を除く。)、第二十七条の三、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第三十九条の二、第四十一条の二、第四十一条の三第一項、第四十二条、第四十四条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第七十二条の十一から第七十二条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十三」と、第十七条中「いう。第三十八条第七号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十二」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十二第二項」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十七条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十八条第四項中「第二十七条第四項の領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第四十四条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関の名称等」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と

号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十二条の十二」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十二条の十二第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十八条第四項中「第二十七条第四項の領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十七条第四項の領域との関連性を踏まえた」と、第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十七条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条(第四項を除く。)、第二十七条の三、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第三十九条の二、第四十一条の二、第四十一条の三第一項、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第七十二条の十一から第七十二条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十三」と、第三十八条第七号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十二」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十二第二項」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十七条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十八条第四項中「第二十七条第四項の領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第四十四条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関の名称等」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第五十五条第二項第

い」と、第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

（大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止等のための措置） 第四十五条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならぬ。	第四十五条 削除

（大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章・第二章（略） 第三章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（第二十六条―第五十四条） 附則 （虐待等の禁止） 第二十二条の二 認定こども園の職員は、子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号	目次 第一章・第二章（略） 第三章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（第二十六条―第五十三条） 附則 （虐待等の禁止） 第二十二条の二 認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号

(幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号)に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号)に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(児童対象性暴力等の防止等のための措置) 第二十二條の三 認定こども園の設置者は、法第六條の規定により、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。以下同じ。)その他の必要な措置を講じなければならない。	第五十條 (略)
第五十條 (略) (児童対象性暴力等の防止等のための措置) 第五十一條 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定により、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。	第五十條 (略) 第五十一條―第五十三條 (略)
第五十二條―第五十四條 (略)	

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。